

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		特別特定建築物に係る基準適合命令
根拠法令及び条項		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第15条第1項
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関 係 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項から第3項
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）